

懲戒処分について

北海道教育委員会
令和5年（2023年）12月21日付
担当 総務政策局 総務課 職員公務管理係 内線35-208

番号	被 処 分 者	処分内容	事 案 の 概 要
1	富良野市 高等学校 教 諭 男 性 （44歳）	懲戒免職	令和5年10月、見学旅行の引率中、道外の複数の観光施設内において、自身が所有するデジタルカメラを使用し、それぞれ面識のない女性のスカートの中を動画撮影した。
2	深川市 中学校 教 諭 女 性 （36歳）	減給1か月 〔給料の10分の1〕	令和4年10月、同僚の教諭を困らせる目的で、当該教諭が担任する学級の教室内に保管されている生徒用タブレットの液晶画面を筆箱で叩いて破損した。
3	宗谷管内 中学校 教 諭 男 性 （39歳）	戒告	令和3年の夏頃から12月頃までの間に、同僚の女性教諭の自宅まで付いて行ったり、校内の廊下で当該教諭を待ち伏せたりするなどした。 また、令和4年1月中に2度、当該教諭に嫌がらせをする目的で、職員室に保管してあった当該教諭の飲用カップに、自身で持参した甘酒等をカップの中に入れ、さらにカップの縁に塗るなどした。